別記様式第２号（第８条関係）

利尻富士町指令第　号

　　　年　　月　　日

助　成　金　交　付　決　定　書

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利尻富士町長　　　　　　　　㊞

　　　年　　月　　日付けで提出のあった交付申請について、利尻富士町滞在型観光大型バス移入等支援事業実施要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

記

（交付条件）

次の各号の一に該当すると認めたときは、助成金の取消し、又は停止、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることがあります。

（１）　助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

（２）　助成金の交付時に付した条件に違反したとき。

（３）　町長が取消しの必要があると認めたとき。